

施設等利用給付認定申請書

受付印

施設等利用給付認定について申請します。

(宛先) 八王子市長 殿		年 月 日							
保護者	現住所	〒 - -							
		自宅電話番号	- -						
		保護者1(通知の宛先・代表保護者)	保護者2						
	フリガナ								
	氏名								
	生年月日	年 月 日	年 月 日						
	個人番号								
令和5年1月1日現在の住民登録地	八王子市内 市外(市・区・町・村)	八王子市内 市外(市・区・町・村)							
携帯電話番号	- -								
申請に係る子ども	フリガナ	続柄	男・女		続柄	男・女		続柄	男・女
	氏名								
	生年月日 (令和6年4月1日現在の年齢)	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)
	個人番号								
	利用施設名								
	利用施設所在地								
	利用開始日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	認定区分	第1号 第2号 第3号	第1号 第2号 第3号	第1号 第2号 第3号	第1号 第2号 第3号	第1号 第2号 第3号	第1号 第2号 第3号	第1号 第2号 第3号	第1号 第2号 第3号
市民税非課税世帯に該当 (第3号認定を希望する子どもがいる場合のみを記入)				該当する		該当しない			
上記子どもと同居の世帯員	氏名	続柄	生年月日	職業・学校名、学年・保育園等、在籍施設			障害等		
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
八王子市が施設等利用給付認定の審査に必要な場合は、個人番号(マイナンバー)により世帯及び同居世帯員の住民税課税台帳、児童扶養手当受給状況、生活保護利用状況及び世帯情報等を閲覧することに同意します。									
保護者氏名 _____									

認定区分

(第1号) 子ども・子育て支援法第30条の4第1号に該当
(第2号) 子ども・子育て支援法第30条の4第2号に該当
(第3号) 子ども・子育て支援法第30条の4第3号に該当

「上記子どもと同居の世帯員」については、世帯分離等に関わらず、同一住所に居住している場合は記入してください。また、単身赴任等の父母や生計を同一にしている税法上の被扶養者については、同居でなくても名前の後に「(別居)」と記載し、職業欄に住所を記入してください。

八王子市確認欄	来庁者	代理	番号確認
	本人 配偶者 その他()	委任状 なし	済 未 記載なし
	身元確認書類(下段:2点以上)		
	番号カード 免許証 パスポート 未 保険証 年金手帳 その他()		

認定処理欄	区分	1・2・3・却	1・2・3・却	1・2・3・却
	期間(始)
	期間(終)
	事由(2・3号のみ)	就労・求職・出産・疾病障害・介護・就学・災害		
	()市民税	課税・非課税	こどもCD	

(裏面)

保育を必要とする事由を で囲み、右欄に内容等を記入してください。
 (第1号認定の申請の場合は記入不要)

父 親		母 親	
事由	内 容	事由	内 容
就労	勤務先名称： 勤務所在地： 就 労 時 間： 時 分～ 時 分 育 児 休 業： 年 月 日まで取得中	就労	勤務先名称： 勤務所在地： 就 労 時 間： 時 分～ 時 分 育 児 休 業： 年 月 日まで取得中
求職	1求職活動中： 2就労内定あり： 年 月 日就労開始予定	求職	1求職活動中： 2就労内定あり： 年 月 日就労開始予定
出産		出産	1分娩予定日： 年 月 日 2 出 産 日： 年 月 日
疾病	傷 病 名： 病 院 名： 区 分：通院・入院 上記の期間： 年 月 日～ 年 月 日	疾病	傷 病 名： 病 院 名： 区 分：通院・入院 上記の期間： 年 月 日～ 年 月 日
障害	障 害 名： 等 級： 種 級、 度	障害	障 害 名： 等 級： 種 級、 度
介護	被 介 護 者： 保護者からみた続柄： 病名・障害名： 等 級： 種 級、 度 同 居・別 居：同居・別居 介 護 の 頻 度：常時・週5日以上・週3日以上	介護	被 介 護 者： 保護者からみた続柄： 病名・障害名： 等 級： 種 級、 度 同 居・別 居：同居・別居 介 護 の 頻 度：常時・週5日以上・週3日以上
就学	区 分：通学制・通信教育課程 就学先名称： 就 学 期 間： 年 月 日～ 年 月 日	就学	区 分：通学制・通信教育課程 就学先名称： 就 学 期 間： 年 月 日～ 年 月 日
災害復旧	区 分：震災・風水害・火災・その他() 災 害 発 生 日： 年 月 日 災 害 の 状 況：	災害復旧	区 分：震災・風水害・火災・その他() 災 害 発 生 日： 年 月 日 災 害 の 状 況：
不存在	理 由： 離婚・未婚・死亡・遺棄 離婚調停別居中・その他() 時 期： 年 月 日	不存在	理 由： 離婚・未婚・死亡・遺棄 離婚調停別居中・その他() 時 期： 年 月 日

施設等利用給付認定に関する同意書

【同意事項(全員)】

以下の各項目の内容を確認、承諾の上✓を付け、署名してください。

該当しない項目についても✓を付けてください。

	項目	承諾しました。
1	申請書及び添付書類の記載内容が事実と異なる場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。なお、この場合においては、施設等利用給付認定取消しの異議申立て等はありません。	
2	施設等利用給付認定の審査は、申請締切日までに八王子市で受付した書類により行います。締切日後に提出された書類は、次回審査から考慮します。	
3	施設等利用給付認定の第2号又は第3号認定を受けるためには、指定された期日までに、保育の必要性を証明する書類及び課税状況を確認するために必要な書類を提出していただきます。なお、特別な理由がなく提出しなかった場合は、施設等利用給付認定を取り消されても異議申立て等はありません。	
4	八王子市が施設等利用給付認定の審査に必要な場合は、子ども・子育て支援法第16条（第30条の3により準用される場合を含む）により、世帯及び同居世帯員の情報（地方税関係情報等）について、住民税課税台帳、児童扶養手当受給状況、生活保護利用状況及び世帯情報その他公簿等を閲覧する（マイナンバーを用いた情報連携を含む）ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。	
5	書類の審査等に時間を要するため、審査結果の通知が申請日に関わらず最長で利用開始の前日まで延期となる場合があります。	
6	就労証明書の証明内容について、事実と相違がないことを確認しました。	
7	保育の必要性を確認するため、勤務先等へ勤務内容等を照会することがあります。	
8	施設等利用給付認定の第2号又は第3号認定を希望する方で、就労証明書の就労開始（予定）日が認定を希望する月の申込み締切日以前であっても、就労開始（予定）日が証明日の翌日以降（内定）の場合や、保育の必要性を証明する書類の提出がない場合は、「求職活動」の認定となります。	
9	[八王子市内へ転入予定で申請する方] 施設等利用給付認定を受けようとする月の前月末日までに八王子市内へ転入（住民登録の異動）ができなかった場合は、施設等利用給付認定が却下又は転入日からの認定となっても異議申立て等はありません。	
10	施設等利用給付認定の申請をされても、教育・保育給付認定は変更できません。教育・保育給付認定の変更がある場合は、別途「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。	
11	利用開始日現在で、企業主導型保育事業の利用がある場合や、教育・保育給付認定の2号又は3号認定を受け認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用している場合、施設等利用給付認定による給付を受けることはできません。	
12	<p>子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付並びに地域子ども・子育て支援事業において、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の第1号認定子ども・第2号認定子ども（認可保育所、新制度移行幼稚園、認定こども園に入所の場合に限る。）及び新制度未移行幼稚園利用者に対する副食費の助成制度があります。</p> <p>当該制度に該当する場合は、当該制度の申請に当たって以下の項目に同意します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 決定に当たって必要な範囲内で、私の世帯の住民税課税状況、通園先が有する学齢簿、住民基本台帳における世帯状況、生活保護利用状況等を八王子市が閲覧及び調査すること。 2. 1. により得た情報を受給資格審査、金額の算定、その他の附帯業務のために八王子市が利用すること。 3. 当該制度により決定した額の受領に関する権限を可能な範囲内で私が利用する施設又は事業者（法人等）等に委任すること。 4. 当該制度の決定に係る情報を、給食費の減免を行う際に必要な範囲で施設又は事業者（法人等）に提供すること。 	

裏面があります。必ず確認してください。

	項目	承諾しました。
13	<p>子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業並びに八王子市による助成又は補助事業（以下この項目において「各助成制度」という。）について、各助成制度に該当又は申請する場合は以下の項目に同意します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各助成制度の決定に当たって必要な範囲内で私の世帯の住民税課税状況、通園先が有する学齢簿、住民基本台帳における世帯状況、生活保護利用状況等を八王子市が閲覧及び調査すること。 1.により得た情報を受給資格審査、金額の算定、その他の附帯業務のために八王子市が利用すること。 各助成制度への請求及び請求に伴い決定した額の受領に関する権限を可能な範囲内で私が利用する（利用した）特定子ども・子育て支援提供者に委任すること。 各助成制度の決定に係る情報を、必要な範囲で私が利用する（利用した）特定子ども・子育て支援提供者に提供すること。 	
14	実費徴収（遠足代、制服代等）については、施設等利用給付の対象となりません。	
15	施設等利用給付を受けるために、保護者が給付請求を行う場合があります。	
16	希望の施設等利用給付認定区分が第2号又は第3号認定であっても、保育の必要性が認められなかった場合は第1号認定になります。ただし、第1号認定の要件を満たしていない場合（満3歳児未満の場合）は認定することができません。	
17	申請後、住所や家庭状況、保育の必要性の事由等に変更があった場合は、各月の期限までに「施設等利用給付認定変更申請書」を提出してください。申請を怠ったり、遅れたりした場合は、施設等利用給付認定が取消しとなる場合があります。	
18	幼稚園、認定こども園（教育部分）や認可外保育施設等に在園し預かり保育料について施設等利用給付を受けるためには、施設等利用給付認定の第2号又は第3号認定を受ける必要があります。退職等により保育の必要性がなくなった場合、施設等利用給付認定の第2号又は第3号認定を受けることはできません。	
19	施設等利用給付認定の第2号又は第3号認定の認定期間が期限付きの場合に、認定期間が満了しても自動的に第1号認定に変更にはなりません。新制度未移行幼稚園を利用中で第1号認定が必要な際は、第1号認定への変更手続きが別途必要です。	
20	<p>[施設等利用給付認定の第3号認定を申請する方]</p> <p>施設等利用給付認定の第3号認定は、認定月の属する年度（4月から8月はその前年度）の保護者及び同一世帯員の市民税が非課税である世帯のみ受けることができます。第3号認定を受けた後、家庭状況の変更や修正申告等により市民税額に変更が生じ非課税世帯でなくなった場合は、施設等利用給付認定の第3号認定が取消しとなります。</p>	
21	<p>[出産事由で申請する方]</p> <p>出産事由の施設等利用給付認定期間は出産予定日の2か月後が含まれる月の末日となります。事由を変更し、再度施設等利用給付認定を希望する場合は、認定の変更申請が必要となります。</p>	
22	<p>[求職活動中、内定又は月48時間未満の就労で申請する方]</p> <p>施設等利用給付認定の第2号又は第3号認定を受けた後3か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出することで、引き続き認定を受けることが可能になります。認定を受けた月の翌々月15日（15日が土・日曜日又は祝日の場合は、直前の本庁開庁日）までに、就労証明書の提出がない場合は、認定を受けた月の翌々月末日をもって認定期間が満了となります。</p>	
23	<p>[育児休業中で申請する方]</p> <p>施設等利用給付認定を受けようとする月の末日までに職場復帰していただきます。復帰後の勤務内容については、原則として提出していただいた就労証明書の内容での復帰をしていただきます。なお、申請児童のための育児休業だけでなく、申請児童以外のための育児休業であったとしても職場復帰となります。期日までに職場復帰しなかった場合は、施設等利用給付認定が取消しとなります。</p>	
<p>【署名欄（全員）】</p> <p>1から 23までの項目について、承諾しました。</p> <p>年 月 日 保護者氏名</p>		

施設等利用給付認定に関する提出書類等確認表

【保育の必要性を証明する書類確認表(第2号・第3号認定希望者のみ)】

父母それぞれについて、該当する事由に✓をつけ必要書類を添付してください。

	事由	父	母	該当する場合に必要な書類等
1	就労・内定			就労証明書(市様式で3か月以内に発行されたもの) スケジュール表 裁量労働制(研究職等)の場合
2	求職			求職活動を常態としていることがわかる書類 (ハローワークの登録証や紹介状のコピー等)
3	出産	/		母子手帳のコピー(保護者の氏名と分娩予定日がわかるページ)
4	疾病			診断書(3か月以内に発行された原本で通院日数と保育が困難な状況が具体的に記入されたもの)又は難病医療費等助成の医療券等のコピー 精神障害者保健福祉手帳が交付されている場合は、提出不要です。(市で確認させていただきます。ただし、八王子市に住居登録がない場合は、手帳のコピーが必要です。)
5	障害			提出書類はありません。 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)の情報を市で確認させていただきます。ただし、八王子市に住居登録がない場合は、手帳のコピーが必要です。
6	介護・看護			介護保険被保険者証のコピー、通院日数が記入された診断書(3か月以内発行の原本)、身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳のコピーのうち、いずれか1点 スケジュール表
7	就学			在学証明書の原本又は学生証のコピー(両面) スケジュール表
8	災害			被災証明書等
9	不存在			離婚・未婚・死亡の場合、提出書類はありません。 別居をされていて離婚調停中(裁判)である場合、そのことがわかる書類(調停呼出状のコピー等で夫婦関係調整事件(離婚)のものに限ります。) 住民票を異動していない場合は「別居の申立書」も必要となります。 捜索願受理証明書等の行方不明であることがわかる書類(遺棄の場合のみ)

【市民税の課税状況に関する提出書類確認表(第3号認定希望者のみ)】

以下の項目について、「はい」「いいえ」のいずれかに✓をつけ必要書類を添付してください。

	項目	はい	いいえ	「はい」に✓がついた場合に必要な書類等
1	令和5年1月1日現在、八王子市に住居登録がありませんでした。(市外在住だった。)	父		令和5年1月1日現在の住民登録地を記入してください。 父(市・区・町・村)母(市・区・町・村) 令和5年度の市区町村民税が八王子市外で決定している場合は、マイナンバーを活用し、市民税の情報を市で確認させていただきます。
		母		
2	令和6年1月1日現在、八王子市に住居登録がありませんでした。(市外在住だった。)	父		令和6年1月1日現在の住民登録地を記入してください。 父(市・区・町・村)母(市・区・町・村) 令和6年度の市区町村民税が八王子市外で決定している場合は、マイナンバーを活用し、市民税の情報を市で確認させていただきます。
		母		
3	生活保護世帯ですか。			自治体名及び担当ケースワーカー名を記入してください。 (自治体名: 担当ケースワーカー名:) 八王子市に住居登録がない場合又は八王子市外の生活保護を利用している場合は、生活保護受給者証のコピーが必要です。
4	里親ですか。			里親委託決定通知書等のコピー

認定時点で八王子市に住居登録がない場合は、マイナンバーで確認することができません。また、1月1日時点で海外在住の場合は市民税額を推定計算しますので、保育幼稚園課まで御連絡ください。

裏面があります。必ず確認してください。

【転入に関する確認事項(申請日時点市外在住で利用開始月までに市内転居予定の方のみ)】

以下の項目について、記入してください。

転入後の住所等が確認できる「売買契約書」又は「賃貸借契約書」等のコピーを添付してください。

転入後の住所	〒 八王子市		
転入予定日	年	月	日
添付書類	住宅等の購入	売買(工事請負)契約書等のコピー	
	住宅等の賃借	賃貸契約書等のコピー	
	保護者が所有している住宅等への転居	登記簿謄本等のコピー	
	八王子市内に住民票がある親族等との同居 同居(居住)についての同意書(親族等の世帯主が記入)		
	親族等が所有している住宅等への転居 同居(居住)についての同意書(所有主が記入)及び登記簿謄本等のコピー		
該当する項目に☑し、書類を添付してください。			

【親族等の所有する住宅等に同居(居住)する場合のみ、親族等の世帯主(住宅等の所有者)が記入】

同居(居住)についての同意書			
	年	月	日
住所	:		
氏名	:		
保護者との関係性(続柄)	:		
私は、上記のとおり保護者及び申込児童が八王子市に転入し、同居(私が所有する住宅等に居住)することに同意します。			

【認可保育施設利用申込に関する確認事項(第2号・第3号認定希望者のみ)】

以下の項目について、「有り」「無し」のいずれかに☑し、「無し」の場合はその理由も☑をつけてください。

幼稚園・認定こども園(教育部分)を利用している場合は回答不要です。

認可保育施設利用申込の有無(「無」の場合はその理由)		
有り	利用中の認可外保育施設を継続利用するため	希望の時間帯の保育が行われていないため (希望する保育時間 時~ 時)
無し ➡	自宅や職場が遠いなど地理的に合わないため	その他() 理由を記入してください。

認可保育施設：認可保育所・認定こども園(保育部分)・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業